

NewsLetter

知的財産センター活動報告

シンポジウム「未来を切り拓く知的財産 —大学の知財・将来に向けて—」を開催しました



2007年12月1日(土)、関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会(関西大学、関西学院大学、同志社大学、甲南大学、大阪産業大学、龍谷大学にて構成)主催のシンポジウムを深草キャンパス顕真館にて、三部構成にて開催いたしました。

基調講演では、内閣広報官(前内閣官房知的財産戦略推進事

務局長)の小川洋氏から、我が国の知財戦略と大学および企業の知財戦略やその現状について講演していただきました。特別講演では、トヨタ自動車株式会社HV先行開発部主査の佐々木正一氏から、ハイブリッド車の研究開発に携わってこられたお立場で、ハイブリッド車の過去・現在・未来について、開発時の苦労話を絡めてご講演いただきました。パネルディスカッションでは、本学経営学部佐藤研司教授コーディネートのもと、日本ライセンス協会会長の岡本清秀氏、日刊工業新聞の赤穂啓子氏、各大学のコーディネーターにより、大学が所有する知的財産の活用について活発な意見交換が行われました。それぞれのお立場から大学における知財活用の実態についてご紹介いただき、さらにその活用を広げていくために何が必要なのかについて意見交換していただきました。その結果、大学が知財を種として企業との共同研究をより推進していくべきであるという一つの結論に結びつけることができました。

当日は、企業関係者、大学関係者など203名の参加があり、盛況のうちに幕を閉じました。



ご講演中の小川氏



ご講演中の佐々木氏



シンポジウムの様子

2007年度知的財産セミナーを開催しました

本年度も、2007年11月21日(水)、特許庁および近畿経済産業局主催の知的財産セミナーを開催いたしました。本年度のテーマは「模倣品被害の現状と模倣品対策」と題し、講師の井内国際特許事務所 所長の井内龍二氏から、最近の模倣品被害の事例や、模倣品対策はいかにあるべきかについてご講演いただきました。模倣品問題では知財侵害問題がクローズアップされ、最近、特に高い関心を集めている問題であることから、理工学部の学生・大学院生・先生方など、当日は110名の参加がありました。



2007年4月より知的財産センター長が交代しました。

社会的存在としての大学を考えると、大学が社会の一員として社会に貢献することは当然の責務です。主として教育を通じた知の伝承と人材の育成、研究を通じた知の創造と展開が大学の主要な役割と考えられてきましたが、今はこれらの成果を積極的に公開し、運用・管理することが求められています。本知的財産センターの目的はこのような社会的要請に応えようとす

るものです。さらに本学教員の知財関連活動を援助し、活性化する役割をも担っています。

知的財産センターは、本学の社会貢献活動の中心部署である「龍谷エクステンションセンター(REC)」、研究活動の支援推進の中心部署である「研究部」と「三者一体」の協力体制を作り所期の目的を達したいと思っています。学内外の御支援をよろしくお願いします。



知的財産センター長
小淵 洋一

2007年度特許出願状況

2007年度の単独出願は以下のとおりです。この他に共同出願が7件出願されています。(2008年2月29日現在)

発明の名称	発明者	出願日
生体内泳動装置用ヒレ、生体内泳動装置、交流磁場発生装置、および、医療システム	理工学部 大塚 尚武 理工学部 進藤 康則	2007.05.09
監視カメラ端末、監視カメラ端末の制御方法、監視カメラ端末制御プログラム、該プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体、監視カメラ端末管理装置、および監視カメラシステム	理工学部 植村 渉	2007.05.25
ニューラルネットワーク	理工学部 木村 睦	2007.07.23
フロー電解セル	理工学部 糟野 潤	2008.01.09

知財トピックス(第1回)「リサイクル品は特許権侵害？」

最近、環境問題、資源エネルギー問題に対する社会的関心が高まっており、3R (Reduce, Reuse, Recycle) という言葉をよく見かけるようになりました。

昨年、インクジェットプリンター用インクタンクのリサイクル品が特許権侵害に当たるのかを巡って、最高裁で争われた事件がありました。キャノンがリサイクル・アシストという会社を訴えたものです。キャノンはインク漏れが起こらない構造のインクタンクについての特許権を有しています。リサイクル・アシストは使用済みの空インクタンクを回収して、中国マカオでインクタンクの内部洗浄とインクの再充填を行ったうえで、日本に輸入・販売を開始しました。キャノンはリサイクル品が自社の特許権侵害であるとして、東京地裁に輸入差止と輸入品の廃棄を請求しました。東京地裁は、キャノンの特許はインクタンクに関するもので、インク自体には特許権がないとした上で、発明の最重要部分であるインクタンク内部構造は残存しており、回収タンクにインクを再充填する行為は許される範囲での修理に該当するとして、キャノンの請求を認めませんでした。

控訴審(知財高裁)では、リサイクル・アシストの行為は、修理の範囲を超えた新たな生産に該当すると認定されて、キャノンの逆転勝訴となりました。そして、最高裁においても控訴審判決が維持されて、キャノンの勝訴が確定しました(2007年11月8日)。

1審では、環境保護及び経費削減の観点からリサイクルされ安価なインクタンクへの指向が高いとの取引の実情が重視されて、リサイクル品が容認されました。最高裁では、

キャノンがプリンターの品質保証のために1回使い切りであると明示して販売していること、使用済みインクタンクの回収を呼びかけていることを取引の実情として重視し、価格の違いは特に考慮されませんでした。ちなみに、新品は800円～1000円/個、リサイクル品は600円～700円/個ということです。

新技術・新製品の開発に膨大な研究投資をする特許権者を保護するのか、社会ニーズに叶ったリサイクル品を許容するのか、いずれにも言い分があり、簡単には結論が出ません。リサイクル品の社会的意義については、今後も議論が続くと思われます。

知財コーディネーター 櫻井 雄三



龍谷大学知的財産センター

NewsLetter ニュースレター
知的財産センター活動報告

編集・発行

知的財産センター事務部

瀬田学舎RECホール1F/内線7832

<http://chizai.seta.ryukoku.ac.jp>